

（未成年者の立入りの制限）

第13条 施設管理者は、その管理する喫煙区域（第9条第2項の規定による分煙の措置により設けられたものに限る。以下同じ。）及び喫煙所（第10条の規定により設けられたものに限る。以下同じ。）に、未成年者を立ち入らせてはならない。

2 保護者は、喫煙区域及び喫煙所に、その監督保護に係る未成年者を立ち入らせてはならない。

3 前2項の規定は、業務に従事する者として未成年者を立ち入らせる場合には、適用しない。

【趣旨】

本条の規定は、本条例の未成年者を受動喫煙による健康への悪影響から保護するという目的を達成するための手段として、喫煙環境への未成年者の立ち入りを制限することとし、施設管理者及び保護者に、そのための義務を課すものである。

【解説】

1 施設管理者の義務（第1項）

本項は、未成年者の立入制限に関して施設管理者の義務を定めるもので、施設管理者は、条例設置の喫煙環境に未成年者を立ち入らせてはならない義務、具体的には次の義務を負う。

- ・ 未成年者を条例設置の喫煙環境に案内してはならない。
- ・ 未成年者が条例設置の喫煙環境を自発的に利用しようとした場合には、その利用を制止しなければならない。
- ・ 未成年者が条例設置の喫煙環境に立ち上がった場合には、そこからの立ち退きを求めなければならない。

なお、本条の「立ち入らせる」とは、施設の本来目的による利用のために立ち入ることを指し、単に通過することは含まないため、喫煙禁止区域からトイレまでの経路中に独立した廊下が無く、喫煙区域が含まれている施設において、未成年者がトイレに行くのに喫煙区域を通過することまでを規制するものではない。

そして、本項の趣旨は、未成年者は、受動喫煙の健康リスクについて適切な判断を必ずしも期待できないことから、本人の意思や未成年者を同伴する者の意思にかかわらず、未成年者を強制的に保護しようとするものであるから、成人が未成年者を伴って条例設置の喫煙環境を利用しようとした場合においても、その未成年者（たとえ乳幼児であっても）を条例設置の喫煙環境には立ち入らせてはならないこととなる。このため、レストランの場合では、施設管理者は、未成年者を同伴する客については、喫煙禁止区域にしか案内をすることができないこととなるのである。

こうした立入制限に関する現行法令の規定には、エコツアーリズム推進法（平成19年6月27日法律第105号）第10条第2項、南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年5月28日法律第61号）第19条、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日法律第75号）第38条第4項、自然環境保全法（昭和47年6月22日法律第85号）第19条第3項などがあり、そこでは、その趣旨が場所（環境）の保護ということもあり、おおむね「〇〇は（何人も）、〇〇に立ち入ってはならない」と規定している。

一方、立入制限の対象が年少者である児童福祉法第34条や風営法第22条の場合では、「（何人も）行為をしてはならない」と規定している。

本項の立入制限に関する規定も、その対象が、受動喫煙の健康リスクについて適切な判断が期待できない未成年者であることから、これらの法律の例に倣い、立入制限に関する義務を負うのは、利用者である未成年者自身ではなく、施設管理者としたものである。

なお、本条に違反した施設管理者は、指導・勧告の対象となり（第17条）、この勧告に従わない場合は、その違反事実等の公表及び命令の対象となり（第18条及び第19条）、さらに、こ

の命令に従わない場合は、罰則（5万円以下の過料）が適用されることとなる。（第23条第1項第2号）

2 保護者の義務（第2項）

本項は、施設管理者と同様の義務を保護者にも課すものであり、本項の規定により、保護者は、次の義務を負う。

- ・ その監督保護する未成年者を伴ってこの条例に基づく喫煙区域や喫煙所を利用してはならない。
- ・ その監督保護する未成年者に対してこの条例に基づく喫煙区域や喫煙所に立ち入らせるような役務（用事）を依頼してはならない。
- ・ その監督保護する未成年者がこの条例に基づく喫煙区域や喫煙所を自発的に利用しようとした場合には、その利用を制止しなければならない。
- ・ その監督保護する未成年者がこの条例に基づく喫煙区域や喫煙所に立ち上がった場合には、そこから連れ出さなければならない。

このように保護者に対して義務を課す規定は、未成年者喫煙禁止法にもあり、第3条第1項において「未成年者ニ対シテ親権ヲ行フ者情ヲ知リテ其ノ喫煙ヲ制止セサルトキハ科料ニ処ス」として、罰則担保により、保護者の喫煙制止義務を規定している。

また、本県の条例をみても、青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第1号）第24条に、深夜に青少年を外出させてはならない旨の義務を保護者に課している例がある。

なお、保護者が本項の規定に違反したとしても、施設管理者の場合とは異なり、指導・監督、公表、命令及び罰則の規定は適用されないことに留意する。

3 未成年従業者等の適用除外（第3項）

本項は、未成年者の立入制限に関する前2項の規定の適用除外を定めるものであるが、本項の規定によって、「業務に従事する」未成年者を前2項の規定による強制保護の対象から除くこととしたのは、公共的施設における公共的空間については、そこでの業務に従事する者にとってみれば職場であり、そこには、労働安全衛生法に基づく快適な職場づくりの努力義務が事業者課されており、こうした職場における受動喫煙の健康リスクから未成年者である従業員を保護することについては、規制を施すことによって未成年者の雇用に対して影響が生じる可能性もあることを踏まえれば、一律に規制を施すのではなく、労働安全衛生の観点からの取組に委ねることが適切と考えられたことによるものである。

また、本項の「業務に従事する者」には、公共的施設における業務に従事する者だけでなく、注文のあった物品の配達や商取引の勧誘など、営業（仕事）上の理由で公共的施設を訪れる者（公共的施設における業務以外の業務に従事する者）も該当するものである。

なお、こうした未成年従業者等が業務に従事するに当たっては、第4条〈保護者の責務〉及び第5条〈事業者の責務〉の規定によって、その保護者及び雇用主には、できるだけ配慮が求められているものである。